

議案第54号

二宮町総合計画審議会条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

総合計画と一体的に推進するため、二宮町行政改革及び国土強靱化地域計画を統合する。また、計画策定に際し町民からの意見を幅広く反映するため、審議会委員に公募の町民を加え、併せて各号の委員の内訳を改めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

第1条 二宮町総合計画審議会条例（平成8年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 二宮町国土強靱化地域計画に関すること。
- (4) 二宮町行政改革に関すること。

第3条第2項第3号中「3人」を「2人」に改め、同項第4号中「5人」を「4人」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 公募の町民 2人以内

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(二宮町行政改革検討委員会条例の廃止)
- 2 二宮町行政改革検討委員会条例は廃止する。  
(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)
- 3 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。  
別表第1行政改革検討委員会委員の項を削る。

(議案第54号) 二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 二宮町国土強靱化地域計画に関すること。</u></p> <p><u>(4) 二宮町行政改革に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係行政機関の職員 <u>2人以内</u></p> <p>(4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 <u>4人以内</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 公募の町民 2人以内</u></p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係行政機関の職員 <u>3人以内</u></p> <p>(4) 町の区域内の公共的団体等の代表者 <u>5人以内</u></p> <p>(5) (略)</p>

(議案第54号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
職名		報酬額		職名		報酬額	
(略)				(略)			
政策評価委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	〃	10,000円	政策評価委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	〃	10,000円
	その他の委員	〃	6,200円		その他の委員	〃	6,200円
情報公開・個人情報保護審査会委員	専門委員	〃	10,000円	行政改革検討委員会委員	専門的知識を有する学識経験者	〃	10,000円
	一般委員	〃	6,200円		その他の委員	〃	6,200円
(略)				情報公開・個人情報保護審査会委員	専門委員	〃	10,000円
					一般委員	〃	6,200円
(略)				(略)			